

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和6年4月16日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和6.4.5 沼田町土地改良区
同 伊達土地改良区
令和6.4.8 上ノ国土地改良区

目次

告 示

- 土地改良区の役員の就任の届出…………… (農業施設管理課) 35
- 土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課) 35

道立衛生研究所告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 35

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… 35
- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 36
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 37

道人事委員会規則

- 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 38

告 示

北海道告示第218号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任の届出があった。

令和6年4月16日

北海道知事 鈴木直道

雨竜土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
令和6.3.21	理 事	植村裕希	雨竜郡雨竜町字尾白利加88番地316

ながぬま土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
令和6.3.30	理 事	植村真美	赤平市西文京町2丁目1番地16

北海道告示第219号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第14号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年4月16日

北海道立衛生研究所長 人見嘉哲

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
A重油 (1リットル当たりの単価)
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月3日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 札幌アポロ株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南5条西10丁目1015番地
- 随意契約に係る契約金額
83円50銭
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第5号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年4月16日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
渡島管内道立学校で使用する電力
 - (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 19校 合計1,225kW
 - (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 19校 合計2,828,883kWh
- 2 落札を決定した日
令和6年2月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海道電力株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
 - (1) 1,345円65銭
 - (2) 23円29銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和5年12月26日付け北海道教育庁渡島教育局告示第66号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和6年4月16日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 - (1) A重油その1（渡島西部地区）（1リットル当たりの単価） 62,854リットル
 - (2) A重油その2（渡島北部地区）（1リットル当たりの単価） 107,776リットル
 - (3) A重油その3（七飯町地区）（1リットル当たりの単価） 148,887リットル
 - (4) A重油その4（北斗市地区）（1リットル当たりの単価） 195,445リットル
 - (5) A重油その5（函館市1地区）（1リットル当たりの単価） 223,443リットル
 - (6) A重油その6（函館市2地区）（1リットル当たりの単価） 179,354リットル
 - (7) A重油その7（函館市3地区）（1リットル当たりの単価） 119,110リットル
- 2 落札を決定した日
令和6年3月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
 - ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
 - イ 住 所 札幌市東区北34条東24丁目1-1
- (2) 1の(2)
 - ア 氏 名 株式会社アサイ石油商事
 - イ 住 所 茅部郡森町字新川町216番地の10
- (3) 1の(3)
 - ア 氏 名 株式会社池見石油店
 - イ 住 所 函館市豊川町10番1号
- (4) 1の(4)、(5)及び(7)
 - ア 氏 名 道南石油株式会社
 - イ 住 所 函館市大町9番20号
- (5) 1の(6)
 - ア 氏 名 株式会社池見石油店
 - イ 住 所 函館市豊川町10番1号

4 落札金額

- (1) 96.15円
- (2) 88.50円
- (3) 84.60円
- (4) 84.00円
- (5) 83.60円
- (6) 84.40円
- (7) 85.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月26日付け北海道教育庁渡島教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁留萌教育局告示第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年4月16日

北海道教育庁留萌教育局長 大畑明美

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和6年4月16日に一般競争入札の公告を行う留萌管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年4月16日（火）から同年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatu/nyuusatukokuji.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地

(3) 電話番号 0164-42-8764

北海道教育庁留萌教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年4月16日

北海道教育庁留萌教育局長 大畑明美

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

留萌管内道立学校で使用する高圧電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 6校 合計 337kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 6校 合計 842,447kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁留萌教育局告示第21号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年5月28日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁留萌教育局のホームページ (<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatu/nyuusatukokuji.html>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。契約内容を記録した電磁的記録で行う場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。)

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(銭単位の単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書に記載の入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額(銭単位の単価)とすること。

(2) 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行う。ただし、郵便等による入札がある場合は、後日改めて再度入札を行うことがある。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがある。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 077-0027 留萌市住之江町2丁目1番地

ウ 電話番号 0164-42-8764

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Rumoi Prefectural School

a A basic charge per kW, the estimated electricity : 337 kW

b A unit price per kWh, the estimated electricity for the year : 842,447 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 28, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 27, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-0027 Japan

Phone : 0164-42-8764

道 人 事 委 員 会 規 則

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月16日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1465

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-85)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,240円」を「1,269円」に、「1,311円」を「1,341円」に、「1,343円」を「1,374円」に、「1,377円」を「1,409円」に、「1,410円」を「1,443円」に、「758円」を「776円」に、「253円」を「259円」に改め、同表備考中「81円」を「82円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、令和6年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。